

**マスク着用見直しに関すること**

Q1) マスク着用の考え方の見直しについては、政府方針により3月13日から適用され、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすると見直されましたが、本学のマスク着用方針を教えてください。

学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用されることから、本学においても4月1日からマスク着用は個人の判断に委ねることとします。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようお願いします。

Q2) 本学のマスク着用方針が見直しされたことにより、濃厚接触者の特定・管理についてはどのようなようになるのでしょうか？

マスク着用方針が見直されることにより、4月1日以降は濃厚接触者の特定・管理は終了となります。ただし、同居家族等が陽性となり濃厚接触者となった場合については、引き続き保健所の対応に従って自宅待機等をお願いします。保健所の対応については、宮城県または仙台市のホームページを確認するようお願いします。また、本学の新型コロナウイルス感染症体調不良者等の対応 Q&A でも同居家族等が陽性となった場合の対応について記載しておりますので確認をお願いします。

なお、濃厚接触者の就業上の取り扱いについては、5月7日までは変更ありません。

Q3) 本学のマスク着用方針が見直されたことにより、そのほかの感染対策はどのようなようになるのでしょうか。

マスク着用方針の見直し後であっても、基本的な感染対策は重要ですので、引き続き「換気」、「人と人との距離の確保」、「3密の回避」、「手洗い、手指消毒等」の対応をお願いします。

**有症状者・陽性者等への対応に関すること**

Q4) 今後の陽性者の対応はどうなりますか。

陽性者の対応については、5月7日までは行政の方針及び本学の新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図に従ってください。5月8日以降の対応については、今後示される行政の方針を踏まえ、別途周知する予定です。

なお、陽性者の就業上の取り扱いについては、5月7日までは変更ありません。

◎新型コロナウイルス感染症に罹患した職員等の取り扱い

<https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0#h.l1skdw26v7sz>

Q5) 今後の体調不良者の対応についてはどうなりますか。

体調不良者等の対応については、5月7日までは変更ありませんので、新型コロナウイルス

感染症対策（体調不良者対応等）フロー図に従って、体調不良時には登校または出勤を控え自宅で健康観察をお願いします。5月8日以降は自主的な対応へ移行しますが、復帰の日安などについては、今後周知する予定です。

なお、体調不良者の就業上の取り扱いについては、5月7日までは変更ありません。

◎新型コロナウイルス感染症に罹患した職員等の取り扱い

<https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0#h.l1skdw26v7sz>

### 新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応ガイドについて

Q6) 対応ガイドに変更はありますか。

対応ガイドについては、4月1日以降は廃止となります。ただし、体調不良者等の対応については、5月7日までは現在の対応が継続されますので、新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図に従って対応をお願いします。新型コロナウイルス感染症 体調不良者等の対応 Q&A は、継続します。

Q7) 陽性者報告についてはどのようなのでしょうか？

陽性者報告については、4月1日以降は不要となります。ただし、課外活動に関しては、同時期に複数名の感染が発生した場合は報告するよう、別途、学生団体に案内する予定です。

Q8) 同居者が陽性となり濃厚接触者となった場合の対応はどうなりますか。

同居家族等が陽性となり濃厚接触者となった場合については、引き続き保健所の対応に従って自宅待機等をお願いします。5月8日以降については、今後示される行政の方針に合わせて対応となります。

なお、濃厚接触者の就業上の取り扱いについては、5月7日までは変更ありません。

◎新型コロナウイルス感染症に罹患した職員等の取り扱い

<https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0#h.l1skdw26v7sz>

Q9) 体調不良者及び陽性者の復帰の日安も廃止ということでしょうか。

体調不良者及び陽性者の対応については、5月7日までは変更ありませんので、復帰の日安は変更ありません。新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図に従い対応をお願いします。

### 濃厚接触者の特定・管理終了に関すること

Q10) 濃厚接触者の特定に変更はありますか。

濃厚接触者の特定・管理は、4月1日以降は終了します。陽性者からの接触者リストについては、不要となります。また、4月1日以降は、陽性者の報告も終了します。

Q11) 濃厚接触者の特定・管理が終了となりますが、同居家族で陽性者が発生した場合も同様の扱いとなりますか。同居家族が陽性となった場合、本学学生または職員は出勤・登校してもいいでしょうか。

4月1日以降は、本学での濃厚接触者の特定および管理は終了となりますが、同居家族等が陽性となり濃厚接触者となった場合については、引き続き保健所の対応に従って自宅待機等をお願いします。5月8日以降については、今後示される行政の方針に合わせて対応となります。

なお、濃厚接触者の就業上の取り扱いについては、5月7日までは変更ありません。

◎新型コロナウイルス感染症に罹患した職員等の取り扱い（本学）

<https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0#h.11skdw26v7sz>

Q12) 友人（学外者）が陽性となり、陽性者から本人（本学学生または職員）へ濃厚接触者に該当するとの連絡がありました。この場合も自宅待機などは必要ないでしょうか。自宅待機が不要な場合、何か気を付けることはありますか。

4月1日以降は、濃厚接触者の特定・行動制限は行いませんので、自宅待機はいりません。自身による健康観察を行い、体調不良時には登校または出勤を控え、速やかな医療機関の受診を推奨します。5月7日までは新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図に従って対応をお願いします。

Q13) これまでは、陽性者の濃厚接触者に該当した場合、大学から自宅待機や健康観察の指示を受けていました。濃厚接触者の特定・管理が終了となった場合は、どのように対応したらいいでしょうか。

4月1日以降は、濃厚接触者の特定・行動制限は行いませんので、陽性者との濃厚接触が判明している方については、自身による健康観察を行い、体調不良時には登校または出勤を控え、速やかな医療機関の受診を推奨します。新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図に従って対応をお願いします。

### 陽性者報告終了に関すること

Q14) 陽性者の報告が終了になりますが、そのほかの陽性者の対応はどうなりますか。

4月1日以降は、陽性者の報告は終了になりますが、療養等の対応は変更ありませんので、5月7日までは行政の方針及び本学の新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図に従って対応をお願いします。

なお、陽性者の就業上の取り扱いについては、5月7日までは変更ありません。

Q15) 陽性者の報告が終了になった場合、休暇の取り扱いはどのようになりますか。取り扱いも変更されるのでしょうか。

陽性者の就業上の取り扱いについては、5月7日までは変更ありません。5月8日以降については、国の対応等により検討中です。

○新型コロナウイルス感染症に罹患した職員等の取り扱い

<https://sites.google.com/tohoku.ac.jp/covid19-work/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0#h.11skdw26v7sz>

Q16) 陽性者の報告が終了になった場合、課外活動等で複数陽性者が発生した場合も報告はしなくていいでしょうか。

課外活動で同時期に複数名の感染が発生した場合は報告するよう、別途、学生団体に案内する予定です。